農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25 年法律第101 号)第26 条第1項に基づく 農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 小田宿野
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 平成30年3月27日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
  - 経営体数

法人 1経営体

個人 0経営体

集落営農(任意組織) 0組織

- 4.3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない。
- 5. 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用し、地域の農業者を中心に農地の流動化を図る。
- 6. 地域農業の将来のあり方

集落営農を農事組合法人から株式会社へと発展させ、持続可能な集落営農体制を構築する。